



写

新労発基0805第1号
令和6年8月5日

新潟地方最低賃金審議会長
長谷川 雪子 殿

新潟労働局長
千葉 茂 雄



最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(平成20年新潟労働局最低賃金公示第2号)

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金
(平成20年新潟労働局最低賃金公示第3号)

新潟県各種商品小売業最低賃金
(平成20年新潟労働局最低賃金公示第4号)